

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第5号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市選挙管理委員会及び新潟市の区選挙管理委員会における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。